

第4章

支援等のための 体制整備への取組

-
- 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）……………68
 - 2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）……………97
 - 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）……………100
-

支援等のための 体制整備への取組

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援の促進

【施策番号166】

警察においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援に資するよう、犯罪被害者等支援を目的とした条例等の犯罪被害者等支援のための実効的な事項を盛り込んだ条例の制定又は計画・指針の策定状況に関する情報提供を行っている（警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jourei.html>）。

また、警察庁においては、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」において、犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況及び当該条例に基づく主な支援施策等を紹介しているほか、都道府県・政令指定都市における犯罪被害者等支援を目的とした条例に関する資料「条例の小窓」を定期的に取りまとめ、警察庁ウェブサイト（<https://www.npa>）

[go.jp/hanzaihigai/local/jourei/komado.pdf](https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/jourei/komado.pdf)）に掲載するなど、地方公共団体に対する情報提供に努めている。

さらに、令和3年3月、都道府県警察に対し、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討等に資する協力等を行うよう指示した（令和3年3月31日付け警察庁次長依命通達別添）。

4年4月現在、39都道府県、11政令指定都市、453市区町村において、犯罪被害者等支援を目的とした条例が制定されている（P69トピックス「犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況」参照）。

警察においては、地方公共団体間で格差が生じないように、犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定等に関する情報提供等の取組を推進していく。

(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の周知の促進

【施策番号167】

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等施策の窓口部局（以下「施策主

総合的対応窓口案内用ミニのぼり



総合的対応窓口広報啓発用ボールペン及びウェットティッシュ



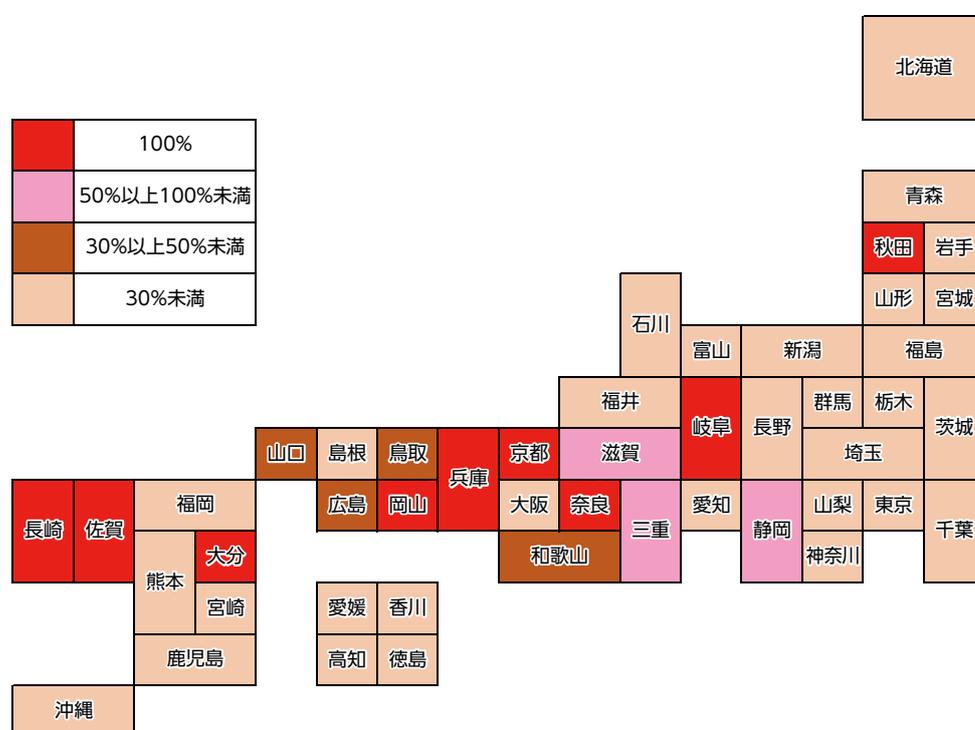
トピックス

犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者等支援を促進するための施策を推進しているところ、全国の地方公共団体において、犯罪被害者等支援を目的とした条例を制定する動きが広がっている。

令和4年4月1日現在（47都道府県、20政令指定都市、1,721市区町村中）、39都道府県、11政令指定都市、453市区町村において、犯罪被害者等支援を目的とした条例が制定されている。

市区町村における犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定状況（令和4年4月1日現在）



※ 犯罪被害者等支援を目的とした条例とは、専ら犯罪被害者等の支援に関する事項について定めた条例（犯罪被害者等の支援に特化した条例（特化条例））をいい、安全で安心なまちづくりの推進に関する条例のように、条例の一部に犯罪被害者等施策が盛り込まれているものは含まない。

管課」という。)及び総合的対応窓口の担当部局について定期的に確認しており、施策主管課については平成28年度以降、総合的対応窓口の担当部局については31年4月以降、全ての地方公共団体において確定している。

また、総合的対応窓口や都道府県・政令指定都市における犯罪被害者等施策等について、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」

(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi_list.html)に掲載するなどして、国民に周知している。

さらに、政府広報テレビ番組内お知らせコーナー「聞いてナッ得！」(令和3年11月26日放送「考えてみよう！犯罪被害者を社会全体で支えていくために」。<https://www.gov-online.go.jp/pr/media/tv/kasumigaseki/>)

トピックス

広島県犯罪被害者等支援条例の制定について

広島県環境県民局県民活動課

広島県における刑法犯認知件数のうち凶悪犯・粗暴犯の数は、依然として1,100件を超えており、県民の誰もが予期せぬ重大な犯罪に巻き込まれ、犯罪被害者等となる可能性がある。

県では、総合計画に「犯罪被害者等への支援」を位置付け、施策を推進してきたところ、犯罪被害者等支援の窓口には、被害による心身の不調、経済的負担の増加、訴訟対応などの様々な相談が寄せられている。さらに、自ら被害を訴えることが困難で、支援が十分に行き届いていない犯罪被害者等も少なくないと考えられる。

こうした状況を踏まえ、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会を実現するため、令和4年3月に「広島県犯罪被害者等支援条例」（以下「条例」という。）を公布し、同年4月に施行した。

条例では、犯罪被害者等支援の基本理念を定め、県の責務及び県民・事業者・民間支援団体の役割を明確化している。また、犯罪被害者等支援の推進について、関係機関による総合的な支援体制を整備すること、犯罪被害者等支援に関する県の取組方針を策定すること等を定めている。

さらに、県の基本的施策として、「相談、情報の提供等」、「損害賠償の請求についての援助等」といった基本法に対応した施策を掲げるとともに、県独自の条項として、「被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援」及び「重大事案における支援」を定めている。

県独自の条項の内容について、「被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援」には、子供や性犯罪・性暴力被害者等、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が、犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、啓発や環境整備等を実施すること、「重大事案における支援」には、死傷者多数に上る事案が発生した場合においても、必要な犯罪被害者等支援を実施できるよう、関係機関による支援体制を整備することを盛り込んでいる。

また、県は、条例の規定に基づき、4年3月に「犯罪被害者等支援に関する取組方針」（以下「取組方針」という。）を策定し、県の犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方、施策の方向、施策を推進するために必要な事項等を定めている。

取組方針では、犯罪被害者等が平穏な生活を営むために必要となる要素である「被害の軽減・回復に向けた支援」、「必要な支援にアクセスしやすい環境」、「社会全体の理解・支援基盤」を踏まえ、条例に基づく施策を整理し、施策体系としている。

施策の方向としては、既存の犯罪被害者等支援に関する施策に加え、条例制定を契機に新たに実施する施策についても整理している。具体的には、二次被害の防止・軽減に必要な費用の負担軽減に向けた支援、医療・福祉に関する制度を含む必要な支援制度に関する相談窓口での情報提供、子供・行政職員等に対する子供の性犯罪・性暴力被害に関する啓発等を実施することとしている。

4年度以降は、条例及び取組方針に基づき、犯罪被害者等支援を充実させ、必要な支援を途切れることなく提供することができる体制を構築するとともに、社会全体の理解と配慮を促進し、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会を早期に実現していく。

movie/20211126.html) や警察庁公式ツイッター等のSNSを活用した広報、広報啓発物の配布等を行い、総合的対応窓口の周知の促進に努めている。

(3) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

【施策番号168】

警察庁においては、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、総合的対応窓口の機能の充実や政令指定都市の区役所における体制整備を、地方公共団体に要請している。

また、犯罪被害者等施策主管課室長会議や「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」において、地方公共団体における犯罪被害者等支援の担当者に対する研修の実施状況や参考となる事例等を紹介することにより、地方公共団体における総合的対応窓口の機能の充実の促進に努めている。

(4) 地方公共団体における専門職の活用及び連携・協力の一層の充実・強化

【施策番号169】

警察庁においては、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修等を通じ、犯罪被害者等支援の分野における社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化を要請している。

令和4年4月現在、20都道府県・政令指定都市、95市区町村において、総合的対応窓口等に専門職を配置している。

(5) 地方公共団体間の連携・協力の充実・強化等

【施策番号170】

警察庁においては、各都道府県内における

市区町村間の連携・協力を促進するため、犯罪被害者等施策の総合的な推進に関する事業を開催しており、令和3年度は、滋賀県、京都府、徳島県及び高知県において、市町村の職員等に対する研修会等を実施した（京都府については、P76トピックス「犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業」参照）。

また、地方公共団体間の連携・協力が必要な事案が発生した場合に備え、地方公共団体における犯罪被害者等支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/list.html>) に掲載し、地方公共団体間の情報共有を促進している。

(6) 犯罪被害者等施策に携わる地方公共団体の職員等の育成及び意識の向上

【施策番号171】

警察庁においては、犯罪被害者等や犯罪被害者等の支援に精通した有識者を招き、関係府省庁や地方公共団体の職員等を対象とする「犯罪被害者等施策講演会」を開催するとともに、その内容について、ウェブサイト等で国民に情報提供を行っている（これまでに開催した講演会の内容については、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kensyu/sesaku_kouen.html) を参照）。

また、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体の職員を対象とする研修を通じ、犯罪被害者等支援に関する最新の情報や資料を提供している。

(7) ワンストップ支援センターの体制強化

【施策番号172】

ア P33 【施策番号59】 参照

【施策番号173】

イ P33 【施策番号60】 参照

【施策番号174】

ウ P33 【施策番号61】 参照

手記

犯罪被害者の思いを繋ぐために



小山市役所 市民生活安心課
主事 千葉 大輝

私は、令和2年度に小山市職員に採用され、市民生活安心課に配属されました。
そこで私は、市民安全相談係員として、被害者支援や市民の方々からの相談などの対応を行っています。

○ 小山市における取組

小山市では毎年、隣接する野木町、管轄の小山警察署、白鷗大学被害者支援学生ボランティア「ひまわり」と共催で、犯罪被害者等の置かれている現状や支援の必要性・重要性について住民に周知し、犯罪被害者支援の輪を広げ、より充実した支援活動が推進されることを目指し、犯罪被害者御遺族、警察、被害者等の取材経験があるメディア関係者等による講話や犯罪被害者等の支援に関するパネル展示などを行う「犯罪被害者等支援市町民のつどい」を開催しています。

この「つどい」は、自らも犯罪被害の御遺族である「被害者支援センターとちぎ」の和氣みち子さんの講演を聞き、「犯罪被害者等支援の必要性や現状をより多くの住民に知ってもらいたい」と発起した小山市の若手職員の提案により、平成23年度から始まりました。

残念ながら令和2年度と3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、開催することができませんでしたが、私も学生時代は、被害者支援学生ボランティア「ひまわり」の一員として「つどい」に携わり、例年、多くの方にご来場いただいていたいました。

○ 小山市犯罪被害者等支援条例の制定

令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年と同様のイベントの開催などが困難となりましたが、小山市では、活動が出来ない期間を犯罪被害者等施策について検討する機会と捉え、犯罪被害者等支援条例を制定する方針を決めました。

条例制定に向けた検討委員会を発足させ、被害者支援団体、警察、検察、弁護士、医師会、白鷗大学、市民代表者、市議会議員の方々に委員を務めていただきましたが、いずれの委員からも「この条例は被害者の声を第一に」との意見をいただき、具体的支援として見舞金の支給や市営住宅の入居要件緩和などの制度を取り入れることとなりました。

また、「見舞金を申請する際、住民票や死体検案書、診断書などの必要書類の費用を被害者に負わせないで欲しい」という意見をいただいたことから、住民票については、申請者の同意を得て、市が住民票を確認することで、申請書類への添付を省略できることとしました。犯罪により亡くなった方の死体検案書料や、傷害を負った場合の診断書料は、栃木県警察において公費で負担していることから、これら制度を利用することで、見舞金申請時に必要となる書類の費用負担をなくすことができました。

このような検討を経て、令和3年4月1日、小山市犯罪被害者等支援条例が施行されました。

○ 総合的対応窓口での被害者応接

条例制定後、見舞金支給対象となる傷害事件が発生しました。犯罪被害に遭われた方が来庁される前に、管轄の小山警察署と、犯罪被害に遭われた方の要望事項の引継ぎや来庁日時などについて綿密な調整を行いました。また、来庁時に犯罪被害に遭われた方が事前に申し合わせた番号を窓口職員に伝えることで、周囲の一般来庁者に聞かれることなく個室に案内するなどの対応を取りました。

犯罪被害に遭われた方に対応する前、上司からは「自己紹介をすること」、「犯罪被害に遭われた方が話しているときは傾聴に徹すること」、「犯罪被害に遭われた方になぜこの質問をするのか理由を必ず説明すること」などの助言を受けました。この助言を念頭に置いてお会いしましたが、犯罪被害に遭われた方はまだ事件の発生から間がなく、顔は腫れ上がり、治療の跡が痛々しく残っていました。私は、犯罪被害に遭われた方が被害時に受けた恐怖を思うと、何と声をかけてよいのかもわからず、淡々と見舞金の申請手続の説明をすることしかできませんでした。

それでも犯罪被害に遭われた方からは、「市役所と警察が段取りをしてくれたので、安心して申請に来ることができました」、「何もわからなかったから色々丁寧に教えてもらって助かりました」と感謝の言葉をいただき、被害者支援に限らず、誠意をもって、相手の心情に配慮し、話を聞いたり、説明をしたりすることが大切だということを知ることができました。

○ 被害者支援に当たる自治体職員として思うこと

犯罪被害は、本人がいくら気を付けていてもゼロにすることは難しく、また、被害から立ち直ることは容易ではありません。

条例を制定することで、犯罪被害者やその御遺族の方々の精神的・肉体的・経済的負担等が必ずなくなるとは言えませんが、犯罪被害に遭われた方が支援を受けることができる体制を整えておくことが自治体として重要であると考えております。

採用1年目から、条例制定といった貴重な経験ができたことは感慨深いものがありますが、被害者支援を行うに当たって条例の制定は一つのきっかけにしすぎません。今後も時代の要請に応えながら、犯罪被害に遭われた方々に必要な支援を継続していきたいと思っております。

小山市役所



市民生活安心課員



トピックス

多機関連携による被害者支援

～大津市における保育園児等多数被害の過失運転致死事件における被害者支援～

滋賀県警察本部警務部警察県民センター

1 はじめに

第4次基本計画では、その重点課題の一つに「支援等のための体制整備への取組」が挙げられています。被害直後から様々な困難な状況に直面する犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、全ての犯罪被害者等が、必要なときに必要な場所で情報の入手や相談を行い、専門的な知識・技能に裏付けられたきめ細かな支援を受けることができるよう、警察、地方公共団体や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が協力して、切れ目のない支援体制を構築していく必要があるからです。

滋賀県警察は、令和元年5月8日に発生した、保育園児等が多数被害に遭った過失運転致死事件において、地方公共団体等と連携して支援に当たった中で、「支援等のための体制整備への取組」の重要性を実感しました。

2 事故の概要

令和元年5月8日午前10時14分、大津市内の丁字路信号交差点において、右折レーンに進入した乗用車が対向から直進してきた軽乗用車に衝突し、衝突された軽乗用車が交差点角の歩道上で信号待ちをしていた保育園児の列に突っ込みました。

園児2名が亡くなられ、園児と保育士14名が重軽傷を負われました。

事故状況



3 滋賀県警察による被害者支援現地対策室の設置と支援室員の派遣

事件発生直後に行う支援は、後の被害者等支援の流れを作る上で重要な役割を持ちます。滋賀県警察では、死傷者多数の事件・事故が発生した場合に被害者支援現地対策室を設置するという規定を設けており、これに基づき、発生現場を管轄する大津警察署に被害者支援現地対策室を設置し、すぐさま支援室員を派遣しました。

搬送先の病院が決まると、順次、警察署捜査員及び支援室員が向かいました。事情聴取をする捜査員とは別に、支援室員は御遺族及び被害者とその御家族に寄り添うことにしました。捜査員と支援室員それぞれが連携しながら被害者等への支援に当たったことは、初期の支援において重要であったと思います。

4 関係機関との早期連携

滋賀県、大津市、滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会とは早期から連携をとりました。保育園児が多数巻き込まれた交通事故であったことから、発生直後から県や市の子ども支援関係課である、

滋賀県 県民活動生活課、障害福祉課、子ども・青少年局、
精神保健福祉センター、子ども・家庭相談センター

大津市 幼児政策課、教育委員会、保健所

滋賀県臨床心理士会

が、被害者等の支援を行いました。

滋賀県では、特にいじめなどの問題が重大なものとなったとき、すぐに学校や保育園の支援を行う緊急支援体制がとられており、事故直後から事故関係者以外の園児や保育士に対して県と臨床心理士会を中心とした支援が入り、警察の支援と併せて行われました。

事故発生翌日の5月9日には、県精神保健福祉センターや障害福祉課、大津市教育委員会から職員が保育園に派遣されて保育園の要望等をお聴きし、翌10日には県子ども・青少年局や滋賀県臨床心理士会を加えて、今後の支援に関する会議が開催されました。

滋賀県臨床心理士会では、5月13日以降、保護者に向けて子供に起こりやすいストレス反応や対応を紹介する文書の配布や、ストレスアンケートを実施されました。

また、民間支援団体との早期連携も図りました。公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターは、平成12年の設立以来、常に被害者等に寄り添い続ける活動を続け、滋賀県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定を受けている県内唯一の民間支援団体です。その公益社団法人おうみ犯罪被害者支援センターは、滋賀弁護士会と連携し、5月19日には有志の被害者支援弁護士による相談会を開催して、事故後の補償や被疑者とのやり取り等について、参加された御家族に説明する等の支援を行いました。

その上で、5月20日に関係機関会議が行われました。これまでの支援状況を報告・共有し、今後の連携を確認するとともに、御遺族、被害者とその御家族への支援には警察が、保育園の関係者には県が、被害者の御家族で市立小中学校に在籍する兄弟姉妹には市教育委員会が、他の通園児童とその保護者には大津市の福祉部局が担当するなど、対象となる方に応じた支援が行われるよう、各関係機関が役割分担することになりました。

その後も関係機関との担当者会議を開いてお互いに意見を出し合い、御遺族や被害者等への支援を継続できるよう、支援状況や被害者等の困りごとを共有しました。

地方公共団体やその他の関係機関、民間の支援団体等がそれぞれの立場で支援を行うことで、被害直後から各関係機関の連携・協力の下で重層的な支援を行うことができる体制を構築するとともに、中・長期的な支援へと移行する中でも、時間の経過等とともに変化していく被害者等のニーズにきめ細かく対応できるよう、現在も必要な支援を継続しているところです。

5 社会全体で行う被害者等支援

被害者等支援を行う中で、病院関係者や学校関係者の方々には、同じ気持ちで支援していただき、感謝しています。今回のケースでは、保育園の保育士を対象に、臨床心理士会が中心となって、乳幼児期の子供の心のケアや保護者の支援についての研修会が早期に行われました。警察の被害者等支援は、被害者やその御家族、御遺族を中心に行われますが、多機関連携による被害者等支援を通じて、被害者の周囲にいる方々への幅広い支援や被害者等の心情理解の醸成等、社会全体で被害者等を支えていくことの大切さを強く認識しました。

また、各関係機関と共に被害者等支援に携わったことで、各機関とも被害者等を支援する準備はあるものの、被害者等と関わるきっかけがなく、被害者等へのアプローチに苦勞をしているということを知りました。こうした点については、最初に事件・事故を取り扱う警察が、被害者等の意向を大切にしながら、各関係機関の支援につながるよう連携していくことが重要であると感じました。今後も、御遺族や被害者等が再び平穏な生活に戻ることができるような支援を大切に、各関係機関・団体と連携したきめ細かな支援を続けていきたいと考えています。

トピックス

犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業

警察庁では、基本法及び第4次基本計画に基づき、地方公共団体における犯罪被害者等支援体制の整備促進を図っているところ、同体制の更なる底上げを図るとともに、多機関連携及び地域間連携を促進し、地域における犯罪被害者等施策を総合的に推進するため、「犯罪被害者等施策の総合的推進に関する事業」を実施している。

令和3年度は、滋賀県、京都府、徳島県及び高知県において同事業を実施したところ、このうち、京都府における事業については、次のとおりである。

【京都府】

京都府では、ウィズコロナ時代に即した犯罪被害者等支援として、自治体担当者や犯罪被害者支援従事者のスキルアップを目的とした研修用eラーニングツールと、府民の犯罪被害者等支援に対する理解の促進等を目的とした教育用eラーニングツールを作成した。

（研修用eラーニングツール）

研修用eラーニングツールは、犯罪被害者やその御家族が、被害後に直面する困りごとや支援のために利用できる制度等について知ることができる内容となっており、犯罪被害者遺族である岩城順子氏による講演動画とWebコンテンツとで構成されている。

このツールを利用する場合には、まず、YouTube上で限定公開している講演動画を事前申込の上で視聴し、その後、京都府ウェブサイト上で公開しているWebコンテンツにアクセスする。

Webコンテンツでは、初期、中期、長期といった被害後の時期によって犯罪被害者等に生じる困りごとが分類（例えば、初期段階であれば、日常生活、医療・福祉、住居、経済、刑事手続、民事手続のカテゴリー）されており、それぞれのカテゴリーごとに、犯罪被害者等の困りごとに対処するための支援制度等についての情報を掲載している。

（教育用eラーニングツール）

教育用eラーニングツールは、犯罪被害者等が何に苦しみ、そして自分にできることは何なのかを知ること、犯罪被害者等にどのように接すればよいかを学習することができる内容となっており、研修用eラーニングツールと同様、岩城順子氏による講演動画とWebコンテンツとで構成されている。

利用方法も研修用eラーニングツールと同様であり、Webコンテンツは、犯罪被害者等の心身への影響、犯罪被害者等への望ましい接し方や避けるべき接し方等について紹介している。

※京都府犯罪被害者支援ウェブサイト

<https://www.pref.kyoto.jp/anshin/higaishatorikumi.html>



エ P33 【施策番号62】 参照 **【施策番号175】**

オ P33 【施策番号63】 参照 **【施策番号176】**

(8) 性犯罪被害者等に対する緊急避妊に関する情報提供

【施策番号177】

P31 【施策番号57】 参照

(9) 性犯罪被害者への対応における看護師等の活用

【施策番号178】

P31 【施策番号58】 参照

(10) 性犯罪の被害に遭った児童生徒への対応の充実

【施策番号179】

文部科学省においては、児童生徒が全国ど

こからでも、いつでも気軽に悩みを相談できるよう「24時間子供SOSダイヤル」を設置し、教育委員会等による紹介カード、リーフレット等の配布等を通じて児童生徒や保護者に周知している。

また、近年、若年層の多くがSNSを主なコミュニケーション手段として活用している状況等を踏まえ、平成30年から、地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の整備に関する支援を行っている（P27 【施策番号53】 参照）。

(11) 地方公共団体における配偶者等からの暴力事案の被害者の支援に係る取組の充実

【施策番号180】

内閣府においては、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援の充実を図るため、都道府県、市区町村等の関係機関及び民間の団体等の一層の連

携の促進を図ることを目的として、配偶者等からの暴力事案の被害者への支援の官民の関係者（配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の職員及び相談員、同センターと連携している民間支援団体の相談員並びに児童相談所の相談員）を対象とした「女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業」を実施している。令和2年度から、オンライン研修教材を作成し、地方公共団体の職員等に提供している。

(12) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等

【施策番号181】

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークをはじめとする民間被害者支援団体に対し、研修内容に関する助言や講師派遣等の協力を行っている。また、犯罪被害者等が必要とする支援に関する相談対応や情報提供、適切な関係機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の養成を支援するため、民間支援員も参加可能な研修を実施するとともに、被害者支援連絡協議会等において、具体的事例を想定した犯罪被害者等支援に関する実践的なシミュレーション訓練を実施している（被害者支援連絡協議会については、P78【施策番号183】参照）。

(13) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号182】

警察においては、犯罪被害者等支援に関する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、当該関係機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を犯罪被害者等に説明できるよう努めている。また、犯罪被害者等支援のための制度を所管する関係府省庁の協力を得て、同制度に関する案内書、申込書等を常備し、これを必要とする犯罪被害者等に提供している。

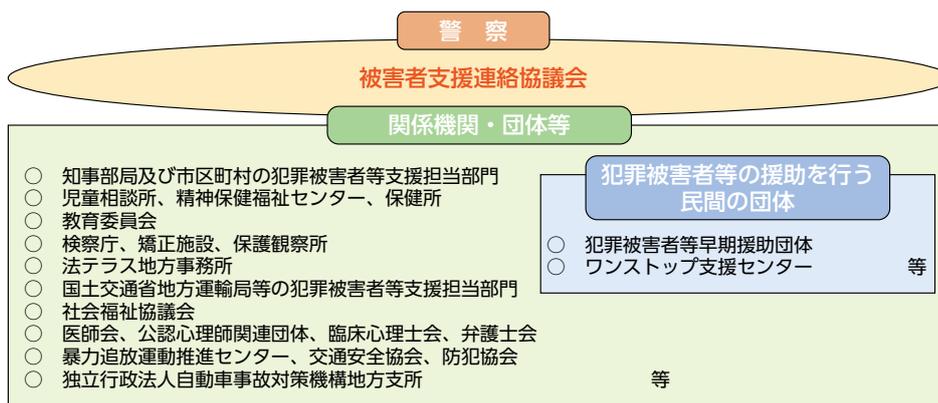
(14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

【施策番号183】

警察においては、生活支援、医療、公判等多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、警察、地方公共団体の担当部局及び相談機関、検察、法テラス、医師会、公認心理師関連団体、臨床心理士会、弁護士会並びに犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等から成る被害者支援連絡協議会を、全ての都道府県に設置し、相互に連携を図っている。

また、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、事案に応じたきめ細かな総合的支援を行うため、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を設置している。

警察と関係機関・団体等とのネットワーク



さらに、被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークについて、メンバー間の連携及び相互の協力を充実・強化し、犯罪被害者等が置かれている立場への理解を増進するための研修や、死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を通じて、具体的な事案に応じた対応能力の向上を図っている。

令和4年4月現在、全ての都道府県において、被害者支援連絡協議会及び計1,089の被害者支援地域ネットワークが設置され、全ての地域を網羅している。

シミュレーション訓練の様子



(15) 警察における相談体制の充実等

【施策番号184】

ア 警察においては、犯罪被害の未然防止に関する相談等に応じる各種相談窓口を設置している。

また、全国統一番号の警察相談専用電話（「#9110」番）を設置するとともに、犯罪被害者等のニーズに応じ、性犯罪被害相談（P95【施策番号223】参照）、少年相談、消費者被害相談等の個別の相談窓口を設け、相談体制の充実に努めている。

さらに、犯罪被害者等の住所や実名・匿名の別を問わず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の希望に応じ、被害者支援連絡協議会等に参画している関係機関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等がより相談しやすく、

より負担が少なくなるような対応に努めている。

加えて、警察庁の委託を受けた民間団体が、特定の犯罪等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う匿名通報事業を実施し、被疑者の検挙、犯罪被害者等の早期保護等に役立てている（P37【施策番号81】参照）。

都道府県警察においては、交通事故被害者等に対し、パンフレット「被害者の手引」、現場配布用リーフレット等を活用して、

- ・ 刑事手続の流れ
- ・ 交通事故により生じた損害の賠償を求める手続
- ・ ひき逃げ事件の場合や相手方が自賠責保険に加入していなかった場合に国が損害を填補する制度（政府保障事業）
- ・ 犯罪被害者等支援に関する各種相談窓口等に関する説明を行っている。

また、交通事故被害者等から加害者に対する行政処分に係る意見聴取等の期日等について問合せを受けた場合や、交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を負った者及びその直近の家族から加害者に対する行政処分の結果について問合せを受けた場合には、適切に情報提供を行っている。令和3年中の都道府県警察における行政処分に係る意見聴取等の期日等に関する問合せに対する回答件数は14件であり、行政処分の結果に関する問合せに対する回答件数は19件であった。

このほか、都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員、弁護士等が交通事故被害者等からの相談に応じ、助言を行っている。

【施策番号185】

イ 警察においては、性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置を推進するなどして、性犯罪被害相談において、相談者の希望する性別の職員が対応することができるよう努めている。また、執務時間外においても、

当直勤務中の職員が対応した上で担当者に引き継ぐなど、性犯罪被害相談の適切な運用を推進している。

(16) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

【施策番号186】

警察においては、全ての都道府県警察に設置されている少年サポートセンター、警察署の少年係等が窓口となり、警察官や少年補導職員が少年や保護者等からの相談に応じ、必要な指導・助言を行っている。

また、全ての都道府県警察に、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話による相談窓口を設け、電話や電子メール等による少年相談を受け付けており、夜間・休日も対応するなど、少年や保護者等が相談しやすい環境の整備を図っている。

令和3年4月現在、全国199か所に少年サポートセンターが設置されており、このうち71か所は、少年や保護者等がより気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置されている。

さらに、警察庁においては、被害少年等が相談しやすいよう、相談内容等に応じた相談窓口を提供するシステム「子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口」を構築し、警察庁ウェブサイト (<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>) に掲載している。

(17) 指定被害者支援要員制度の活用

【施策番号187】

都道府県警察においては、専門的な犯罪被害者等支援が必要とされる事件が発生した場合に、あらかじめ指定された警察職員が事件

心のリリーフ・ライン



少年用カウンセリングルーム



子供の性被害等相談窓口案内ウェブサイト・ぴったり相談窓口

もしも被害にあったら

ぴったり相談窓口



あなたにぴったりの相談窓口へのご案内をサポート

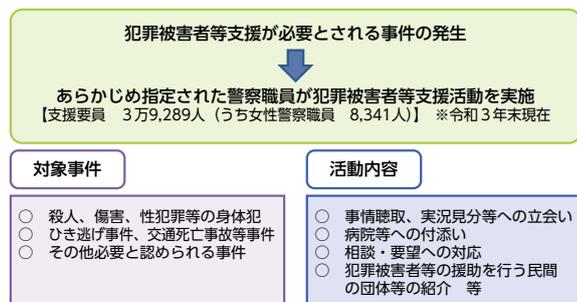


発生直後から犯罪被害者等への付添い、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ部外のカウンセラー、弁護士会、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介等を行ったりする、指定被害者支援要員制度を運用している。また、指定被害者支援要員に対し、犯罪被害者等支援において必要となる知識等に関する研修、教育等を実施している。

令和3年末現在、全国で3万9,289人が指定被害者支援要員として指定されている。

- 海上保安庁においては、犯罪被害者等支援及び関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者等支援主任者を部署ごとに指定し、犯罪被害者等の具体的な事情を把握し、当該事情に応じ、犯罪被害の発生直後から犯罪被害者等に必要な助言、情報提供等を行うとともに、具体的な支援に関する説明を行うなど、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減に努めている。

指定被害者支援要員制度



指定被害者支援要員による付添い等（模擬）



(18) 交通事故相談活動の推進

【施策番号188】

国土交通省においては、研修や実務必携の発刊等を通じ、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員の能力の向上を図るなど、交通事故相談活動に対する支援を行っている。

(19) 公共交通事故の被害者等への支援

【施策番号189】

国土交通省においては、公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、平成24年4月に公共交通事故被害者支援室を設置し、被害者等から公共交通事業者への要望の取次ぎ、相談内容に応じた適切な相談窓口の紹介等を行っている。

令和3年度においては、公共交通事故の発生時には、被害者等から相談内容を聴取して適切な相談窓口を紹介し、平時には、支援を担当する職員に対する教育訓練の実施、関係機関とのネットワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者における被害者等支援計画の策定の働き掛け等を行った。

平成28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故に関しては、遺族会との意見交換会を継続的に開催するなどの対応を実施した。

(20) 婦人相談所等の職員に対する研修の促進

【施策番号190】

厚生労働省においては、平成23年度から、国立保健医療科学院で実施している婦人相談所等指導者研修等において、配偶者等からの暴力事案の被害を受けた女性の人権、配偶者等からの暴力事案の特性等に関する理解の増進を図るため、婦人相談所等の職員に対する専門研修を実施している（P48【施策番号119】参照）。

(21) ストーカー事案への対策の推進

【施策番号191】

内閣府においては、地方公共団体におけるストーカー事案の被害者への支援の充実を図るため、「ストーカー被害者支援マニュアル」を作成し、地方公共団体及び被害者支援を行っている関係機関等に配布している（配偶者等からの暴力事案については、P77【施策番号180】参照）。

(22) ストーカー事案への適切な対応

【施策番号192】

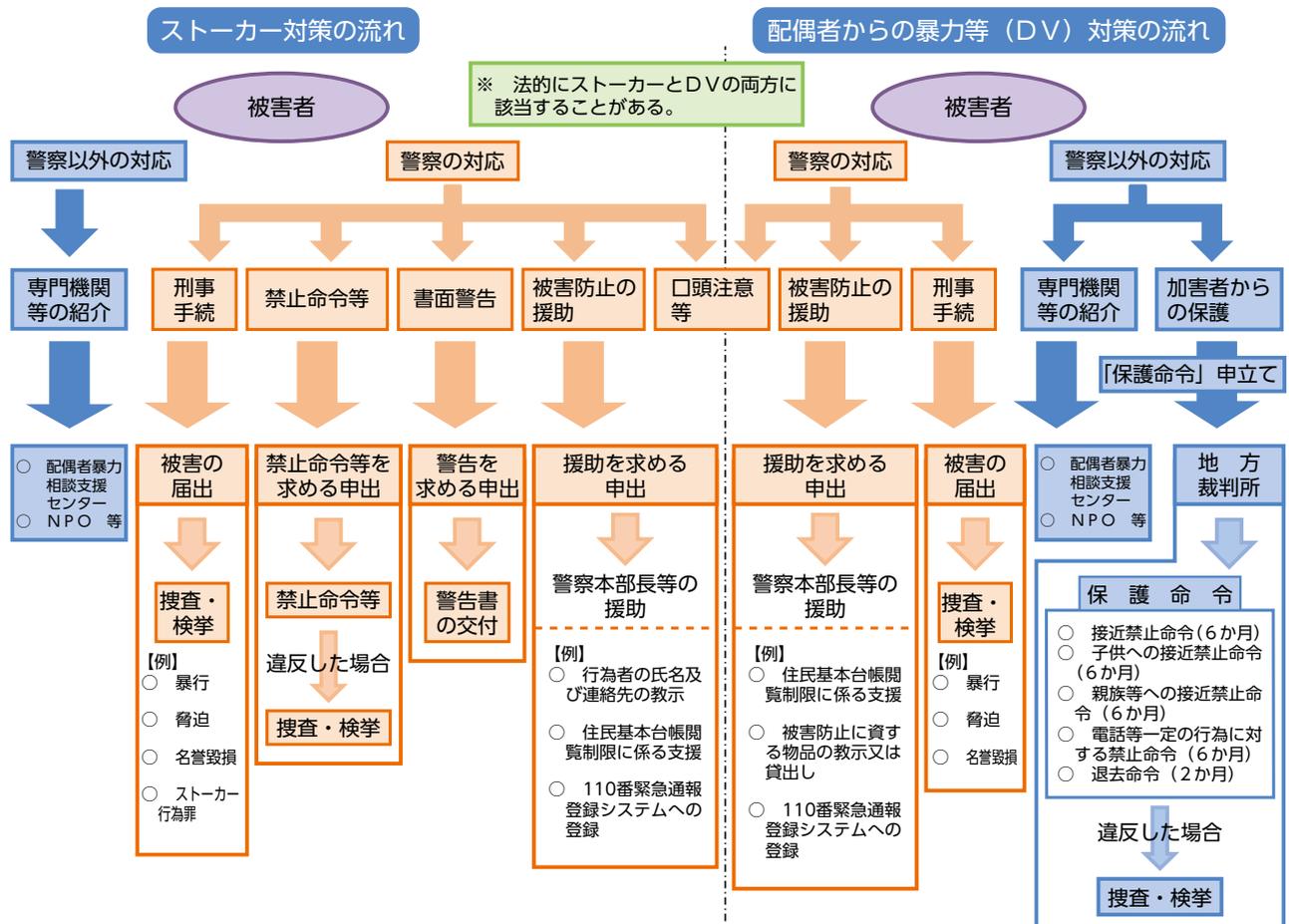
警察における令和3年中のストーカー事案の相談等対応件数は、1万9,728件であった（警察庁ウェブサイト「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」：https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/stalker/R3_STDVRP

kouhousiryoyou.pdf）。

ストーカー事案においては、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強い場合が多く、加害者が被害者に対して強い危害意思を有している場合には、検挙を顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きい。

このため、警察においては、ストーカー事案をはじめとする人身の安全を早急に確保する必要があると認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に対処することとしている。具体的には、ストーカー行為等の規制等に関する法律その他の関係法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用、被害者等の保護

ストーカー事案・配偶者等からの暴力事案に関する手続の流れ



注：禁止命令等は、被害者の申出によらず、職権により行うことができる（緊急の場合は被害者の身体の安全が害される場合のみ）。

トピックス

ストーカー規制法の改正

元交際相手等の自動車等にGPS機器をひそかに取り付け、その位置情報を取得する事案がみられるなどの最近におけるストーカー事案の実情を踏まえ、令和3年5月26日にストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が公布された。

これにより、同年6月15日から、

- ・ 住居、勤務先、学校等、相手方が通常いる場所に加え、実際にいる場所の付近において見張りをし、その場所に押し掛け、又はその場所の付近をみだりにうろつく行為
- ・ 電話、FAX、電子メール及びSNSメッセージに加え、拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為

が規制された。

また、同年8月26日から、

- ・ GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等

が規制されるとともに、

- ・ 禁止命令等に係る書類の送達に関する規定が整備され、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる

こととなった。

警察においては、今回の法改正を踏まえて、引き続き、加害者に対して迅速な行政措置・検挙措置を講じるとともに、被害者への危害を防止し、被害者の安全安心の確保に努めていくこととしている。

また、ストーカー被害を未然に防ぐことを目的に、刊行物や警察庁情報発信ポータルサイト (<https://www.npa.go.jp/cafe-mizen/index.html>) において、具体的な対応方法や相談窓口・支援制度等を紹介している。

ストーカー総合対策

ストーカー総合対策

ストーカー総合対策関係省庁会議

I 経緯

- 策定（平成27年3月20日）
「すべての女性が輝く政策パッケージ」（平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
※ストーカー対策の抜本的強化「関係省庁からなる会議において検討の上、同年度内を目途に取りまとめ」
- 改訂（平成29年4月24日）
「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（平成28年法律第102号）成立
※規制対象の拡大、行政措置・罰則の見直し、職務関係者による被害者等の安全確保及び秘密保持への配慮等

II 情勢

- 「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第45号）成立（以下「改正法」という。）
※GPS機器等を用いた位置情報無承諾取得等の規制、禁止命令等の方法に係る規定の整備等
- ストーカー事案の相談件数等が高水準で推移
- 「第五次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2022」（女性版骨太の方針2022）（令和4年6月3日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）に、ストーカー事案への対策の推進について明記
※「女性版骨太の方針2022」において「ストーカー総合対策を改定する」旨記載

令和4年7月ストーカー総合対策を改訂

III 構成（※6つの項目を継承）

- 1 被害者等からの相談対応の充実
被害者等からの相談窓口の充実等
- 2 被害者情報の保護の徹底
被害者情報の提供禁止に係る周知等
- 3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進
一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の推進等
- 4 調査研究、広報啓発活動等の推進
調査研究の推進等
- 5 加害者対策の推進
加害者が抱える問題にも着目し、関係機関が連携しつつ、その更生に向けた取組を推進
- 6 支援等を図るための措置
人材資質の向上、被害者等の支援のために必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実現するために必要な財政上の措置

IV 主な改訂点（※【】内は項目番号）

- ① 改訂までの経緯・情勢
・本文冒頭に、改正法の主な内容（GPS機器等を用いた位置情報無承諾取得等の規制、禁止命令等の方法に係る規定の整備等）及び政府の基本計画等（第五次男女共同参画基本計画、女性版骨太の方針2022）に係る情勢等を記載
- ② 改正法附帯決議関係
・相談者等からの相談窓口の充実【1(1)】
被害者からの相談に適切に対応する旨を引き続き周知
・加害者対策の推進【5】
加害者及びその家族からの相談窓口を拡充
- ③ 「女性版骨太の方針2022」関係
・交際相手からの暴力に対する支援の実施【3(4)】
「ストーカー被害者支援マニュアル」を改訂するなど必要な対策の取りまとめ
・調査研究の推進【4(1)】
加害者プログラムの追加的な試行実施と、その成果の検証に基づいたガイドラインの策定

措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。また、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、被害者の意思決定支援手続等を導入している。

さらに、逮捕状請求における被疑事実の要旨の記載に際し、被害者に関する事項の記載方法に配慮しているほか、仮釈放又は保護観察付執行猶予となった者に関する保護観察所等との連携の強化、犯罪被害者等支援における婦人相談所、法テラス等の関係機関との協力の強化等、被害の拡大防止及び再被害の防止に向けた対策を推進している。

3年5月、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が成立したことから、改正を踏まえた対策を推進している（P83トピックス「ストーカー規制法の改正」参照）。

また、「ストーカー総合対策」（平成27年3月20日ストーカー総合対策関係省庁会議決定。平成29年4月24日・令和4年7月15日改訂）に基づき、関係機関・団体等と連携した取組を一層推進している。

(2) 人身取引被害者の保護の推進

【施策番号193】

人身取引（性的サービスや労働の強要等）事犯は、被害者に対して深刻な精神的・身体的苦痛をもたらし、被害の回復が非常に困難であるなど、重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められている。

政府では、平成16年4月から「人身取引対策に関する関係省庁連絡会議」を開催するなどして、関係府省庁が緊密に連携し、「人身取引対策行動計画」（平成16年12月7日犯罪対策閣僚会議決定）及び「人身取引対策行動計画2009」（平成21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、人身取引事犯の防止・撲滅及び被害者の適切な保護を推進してきたところ、政府一体となって総合的かつ包括的な人身取引対策により強力に取り組むため、26年12月、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」（平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定）を決定するとともに、関係閣僚から成る「人身取引対策推進会議」を随時開催することとした。

令和3年6月、同会議の第7回会合において、我が国における人身取引事犯による被害の状況や、関係府省庁における人身取引対策

人身取引（性的サービスや労働の強要等）対策のポスター



提供：内閣府

の取組状況等を取りまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表し、人身取引事犯の撲滅を目指し、同計画に基づく取組を引き続き着実に推進していくことを確認した。

また、同年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間に合わせて、SNSを活用し、我が国における人身取引事犯の実態、人身取引事犯の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を行い、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けた。

(24) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化

【施策番号194】

総務省においては、関係府省庁と連携し、SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する犯罪被害者等からの相談に適切に対応できる体制の充実に努めるとともに、誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動を強化している（P86トピックス「インターネット上の誹謗中傷等に関する取組」参照）。

(25) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携強化

【施策番号195】

法務省においては、犯罪被害者等に配慮した捜査や公判を行うため、検察官等に対する研修において福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、これらの機関との連携・協力の充実・強化を図っている。

(26) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号196】

地方検察庁においては、犯罪被害者等に対してよりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等支援に携わる被害者支援員を配置して

いる。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還等の各種手続の補助等を行うほか、犯罪被害者等の置かれている状況に応じ、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関・団体等の紹介等を行っている。

被害者支援員に対する研修においては、犯罪被害者等支援に携わる関係機関・団体の職員等を講師に招いているほか、平素から犯罪被害者支援団体等との意見交換の場を設けるなど、犯罪被害者等支援の状況に関する情報交換を行い、その連携・協力の充実・強化を図っている。また、被害者支援員の意義や役割について記載された犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を犯罪被害者等支援を行っている関係機関・団体等に配布するなどして、被害者支援員制度に係る情報提供の充実を図っている。

さらに、犯罪被害者等から電話やファックスによる相談を受け付けるため、地方検察庁等に被害者相談専用電話番号（ホットライン）を設置し、被害者支援員等が対応している。

(27) 更生保護官署における被害者担当保護司との協働及び関係機関・団体等との連携・協力による支援の充実

【施策番号197】

法務省においては、全国の保護観察所に被害者担当の保護観察官及び保護司を配置し、その協働態勢の下、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等への相談・支援を行っている。相談・支援においては、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、必要な情報提供等を行っている。また、支援の円滑な実施及び支援内容の充実を図るため、国や地方公共団体の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との連携・協力の充実・強化を図るとともに、更生保護におけ

トピックス インターネット上の誹謗中傷等に関する取組

インターネット、特にソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）を始めとするプラットフォームサービスにおける誹謗中傷に関する問題が深刻化していることを踏まえ、総務省では、インターネット上の誹謗中傷に対して、ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動、相談対応の充実に向けた連携と体制整備等に取り組んでいる。

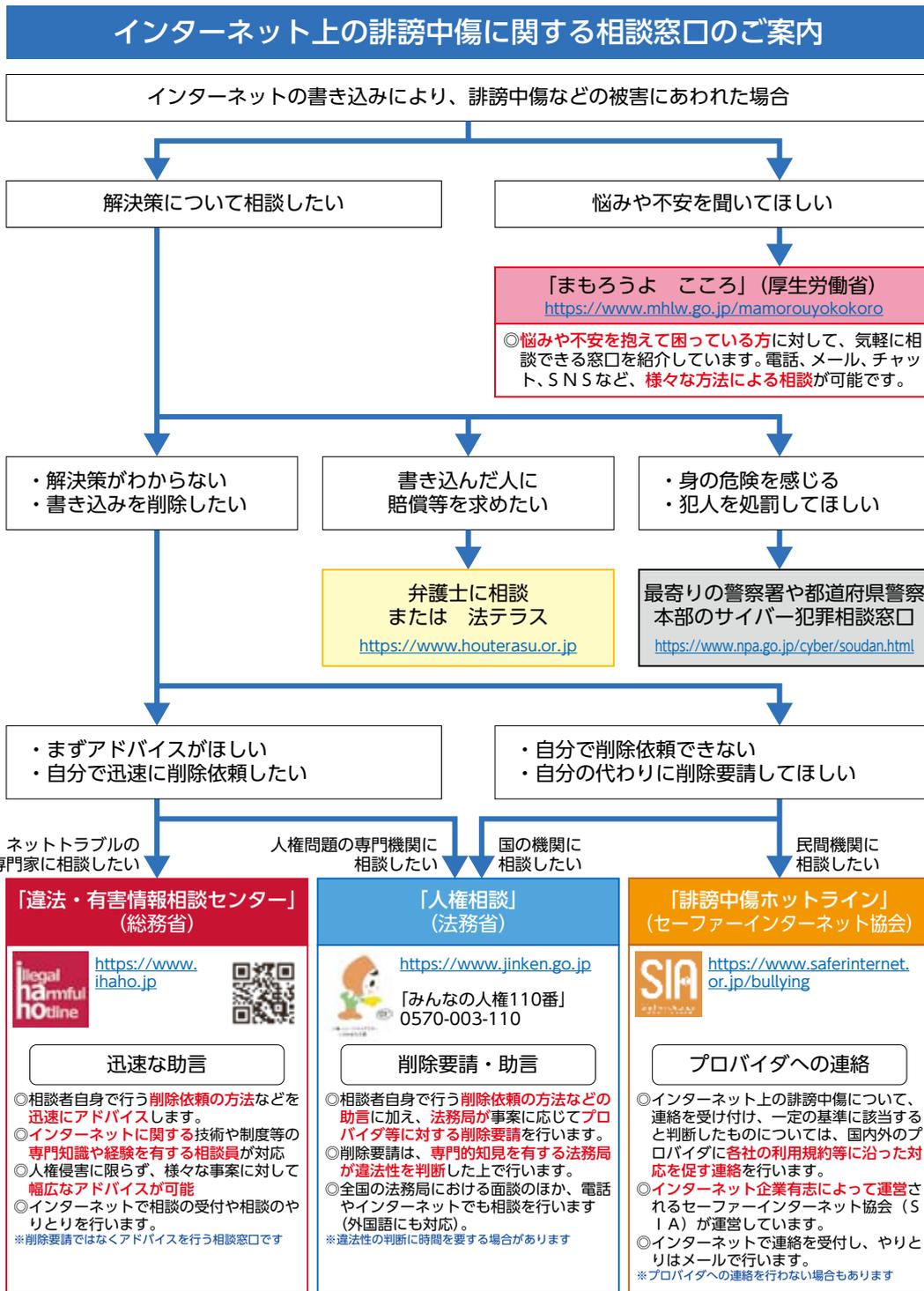
ユーザに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動については、法務省、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構及び一般社団法人セーフインターネット協会と共同して、「#NoHeartNoSNS（ハートがなけりゃSNSじゃない!）」というスローガンの下でインターネット上の誹謗中傷に関する啓発を推進している。具体的には、特設サイトを開設し、相談窓口に関する情報等のSNS上のやり取りで悩む方に役立つ情報を提供するとともに、政府広報を含む様々な媒体を通じてこれらを用いた啓発を実施している。加えて、人気キャラクター『秘密結社鷹の爪』と、オリジナルキャラクター「ハートきゅん」がタイアップした動画・パンフレット等を作成し、総務省ウェブサイトで公開しているほか、総務省のSNSアカウントを活用した情報発信も行っている。

また、子育てや教育の現場での保護者や教職員の活用にあつため、インターネットにおける誹謗中傷等のトラブル事例とその予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」を平成21年度（2009年度）から毎年更新・公表し、総合通信局等や教育委員会等を通じて、全国の学校等への周知を実施している。

さらに、誹謗中傷に関する内容を含む、青少年のインターネットの安全な利用に係る普及啓発を目的に、文部科学省、一般財団法人マルチメディア振興センター、通信事業者等の協力の下、18年度（2006年度）から児童・生徒、保護者、教職員等に対する学校等の現場での無料の出前講座「e-ネットキャラバン」を全国で開催している。令和2年度（2020年度）からは、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を踏まえ、従来の集合形式に加え、リモート形式の講座も実施している。



相談対応の充実に向けた連携と体制整備については、3年度（2021年度）から総務省の運営する「違法・有害情報相談センター」の相談員の増員等の体制強化を図るとともに、行政機関や地方自治体、民間団体の相談窓口との連絡体制を構築し、様々な主体との連携を進めている。また、インターネット上の書き込みにより誹謗中傷等の被害にあった場合における相談窓口の案内図を以下のとおり公表している。



る犯罪被害者等施策の周知に努めている。

(28) 被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司に対する研修等の充実

【施策番号198】

法務省においては、刑事裁判及び少年審判の終了後の相談対応の充実を図るため、保護

観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者等支援に関する実践的技能を修得させるための演習等を実施し、犯罪被害者等の心情や置かれている状況等への理解の増進を図るとともに、適切な対応を確実に行うよう努めている。

(29) 犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正についての検討

【施策番号199】

法務省においては、「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」報告書を踏まえ、犯罪被害者等の意見を踏まえた運用改善や制度改正について検討を行っている。

(30) 犯罪被害者等の相談窓口の周知と研修体制の充実

【施策番号200】

法務省の人権擁護機関においては、人権相談等を通じて人権侵害の疑いがある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じているところ、このような調査救済制度を周知するためのリーフレットを作成・配布するほか、「みんなの人権110番」、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の便箋兼封筒）、「女性の人権ホットライン」、「インターネット人権相談受付窓口」等の各種相談窓口について、法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html）や広報資料に掲載するなどしている。

さらに、人権相談や調査救済事務に従事する職員及び人権擁護委員に対する研修を実施し、犯罪被害を含む人権侵害の被害の救済に適切に対応するための体制の強化を図っている。

子どもの人権110番のポスター



提供：法務省

(31) 犯罪被害者である子供等の支援

【施策番号201】

法務省の人権擁護機関においては、人権相談等を通じ、いじめ・体罰・児童虐待事案といった子供に対する人権侵害の疑いがある事案を認知した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、児童相談所等の関係機関と連携して事案に応じた適切な措置を講じている。

(32) 高齢者や障害のある人等からの人権相談への対応の充実

【施策番号202】

法務省の人権擁護機関においては、法務局の人権相談窓口自ら赴くことが困難な老人福祉施設等の社会福祉施設の入所者やその家族が施設内で相談することができるよう、施設の協力を得て特設の人権相談所を開設し、入所者等からの人権相談に応じている。また、介護サービス施設・事業所に所属する訪問介護員等の高齢者と身近に接する機会の多い社

会福祉事業従事者等に対し、人権相談について周知し、人権侵害の疑いがある事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなど、連携を図っている。

(33) 法テラスによる支援

【施策番号203】

ア P3【施策番号2】参照

【施策番号204】

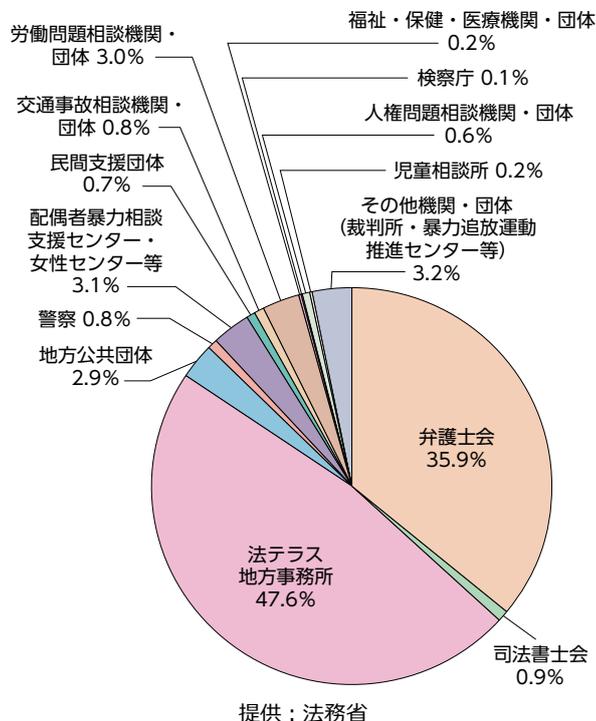
イ 法テラスの犯罪被害者支援業務においては、警察庁、日本弁護士連合会等の関係機関・団体と十分に連携することが求められている。このため、法テラスにおいては、その活動についてこれらの関係機関・団体に周知するとともに、都道府県警察等が主催する被害者支援連絡協議会やその分科会

に参加したり、犯罪被害者週間における広報啓発活動等を協力して行ったりするなど、犯罪被害者支援に係る機関・団体との連携・協力の充実・強化を図っている（犯罪被害者週間については、P112トピックス「犯罪被害者週間」参照）。

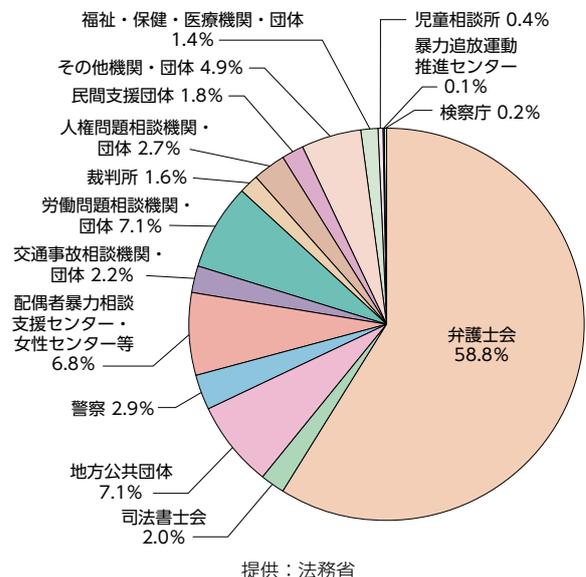
また、弁護士会や犯罪被害者支援団体と連携し、犯罪被害者等を必要な支援につなげるため、犯罪被害者等の置かれている状況に応じた関係機関・団体を紹介する、コーディネーターとしての役割を果たせるよう努めている。

法テラスにおいて運用している犯罪被害者支援ダイヤル（0120-079714）では、損害や苦痛の回復・軽減に役立つ情報や、犯罪被害者支援を行っている関係機関・団体

法テラスの犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せに対する紹介先（令和3年度）



法テラスの地方事務所への問合せに対する紹介先（令和3年度）



法テラスによる犯罪被害者支援業務の実施状況

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
犯罪被害者支援ダイヤルへの問合せ件数	13,461	15,145	15,343	14,309	15,908
地方事務所での対応件数	12,717	14,035	11,262	10,768	12,108

提供：法務省

の相談窓口情報などを提供しているところ、令和3年度における問合せ件数は1万5,908件であり、主な問合せ内容はDV被害、生命・身体犯被害及び性被害であった。

また、同年度中の全国の法テラスの地方事務所における電話又は面談による犯罪被害者支援に関する対応件数は、1万2,108件であった。

【施策番号205】

ウ 法テラスにおいては、犯罪被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報提供等を通じた支援を行っている。

【施策番号206】

エ P59【施策番号138】参照

【施策番号207】

オ 改正総合法律支援法が平成30年1月に施行され、認知機能が十分でないために弁護士等による法的サービスの提供を自発的に求めることが期待できない高齢者、障害者等を対象とした、資力にかかわらず法律相談援助制度が創設されるとともに、それまで民事裁判等手続の準備及び追行に限定されていた代理援助及び書類作成援助の対象行為が、認知機能が十分でない高齢者、障害者等に関しては、生活保護給付に係る処分に対する審査請求等、一定の行政不服申立手続の準備及び追行にも拡大された。これを踏まえ、法テラスにおいては、福祉機関等の関係機関・団体と連携し、同制度を周知している。

【施策番号208】

カ 改正総合法律支援法が30年1月に施行され、ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案及び児童虐待事案の被害者を対象とした資力にかかわらず法律相談援助制度（DV等被害者法律相談援助）が創設されたことを踏まえ、法テラスにおいては、犯罪被害者支援に係る機関・団体と連携するとともに、弁護士の確保等により、支援体制の強化を図り、令和4年4月からはこれまで対面で実施していた法律相談を電

話やオンラインでも利用できるようにするなど、相談しやすい環境の整備に努めている。

また、児童虐待をテーマにした広報用のポスター及びポケットカードや、制度周知用アニメーション動画を作成するなど、DV等被害者法律相談援助の周知に努めている（P42【施策番号94】参照）。

3年度におけるDV等被害者法律相談援助相談実施件数は972件であり、主な相談内容はDV被害であった。

(34) 弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関する検討

【施策番号209】

法務省において、令和2年7月から「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」を開催し、第4次基本計画も踏まえ、弁護士による犯罪被害者支援に対する経済的援助に関し、対象となる犯罪被害者や弁護士活動の範囲、支援の在り方等について広く検討し、論点整理を行った。この論点整理結果を踏まえつつ、日本弁護士連合会や法テラスと連携し、実務的な観点から引き続き検討を行っている。

(35) 地域包括支援センターによる支援

【施策番号210】

地域包括支援センターにおいては、地域住民、民生委員、介護支援専門員等による支援だけでは十分に問題を解決できない、適切なサービス等につながる方法が見付けられないなどの困難な状況にある高齢者に対し、市区町村、保健所、医療機関等と連携し、成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応等を行い、専門的な観点から、高齢者の権利を擁護するため必要な継続的支援を行っている。

(36) 学校内における連携及び相談体制の充実

【施策番号211】

ア P27【施策番号53】参照

【施策番号212】

イ 文部科学省においては、学校において虐

待を受けた子供の早期発見・早期対応が可能となるよう、虐待を受けた子供への対応、健康相談の進め方等についてまとめた参考資料を活用しつつ、養護教諭等の資質向上のための研修等の内容の充実を図っている。

(37) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

【施策番号213】

児童生徒による暴力行為の発生件数が依然として相当数に上っていること、教職員による体罰や児童生徒間のいじめにより重大な被害が生じる事案が引き続き発生していること等が、学校教育において大きな課題となっている。文部科学省においては、こうした現状を踏まえ、学校における教育相談体制の充実を図るとともに、都道府県・政令指定都市の学校や教育委員会に対し、

- ・ 犯罪行為として扱われるべきと認められる暴力行為やいじめについては、いじめを受けている児童生徒を徹底して保護するといった観点から、早期に警察へ相談・通報し、警察と連携して対応することが重要であること。
- ・ 教員が体罰を目撃した場合や、学校が体罰又は体罰が疑われる事案について報告・相談を受けた場合には、事実関係の正確な把握に努めるとともに、教育委員会へ報告すること。
- ・ 学校が、体罰や教員等との関係に関する悩みを児童生徒が相談できる体制を整備し、相談窓口を周知すること。

等を示達し、教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化や教育相談体制の整備を促している。

(38) 犯罪被害に遭った児童生徒等が不登校となった場合における継続的支援の促進

【施策番号214】

不登校となった児童生徒への支援について

初めて体系的に定めた、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律が平成28年12月に成立し、29年2月に全面施行された。

文部科学省においては、同法の施行を踏まえ、同年3月、学校が不登校となった児童生徒に対する組織的かつ継続的な支援等を推進するための基本的な指針を策定し、同法及び同指針の趣旨等を教育関係者に周知した。

また、不登校となった児童生徒への支援において中核的な役割を果たす教育支援センター等の設置促進、機能強化等に要する経費の一部を補助している。

(39) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関等における情報提供等の充実

【施策番号215】

ア 厚生労働省においては、医療機関と犯罪被害者等支援に係る機関・団体等との連携・協力の充実・強化や、医療機関等における犯罪被害者等の支援等に関する情報提供の適切な実施を促進することとしている。

【施策番号216】

イ 精神保健福祉センターや保健所においては、医療機関等と連携し、犯罪被害者等に対して精神保健に関する相談支援を行っている。

また、同センターにおいては、専門的知識を有する職員等による面接相談や電話相談（こころの電話）の窓口を設置し、地域住民が相談しやすい体制を整備している。さらに、必要に応じ、医師による診察、医療機関等への紹介、医学的指導等を行っている。

(40) 都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨

【施策番号217】

警察庁においては、情報提供をはじめとす

手記

警察職員による被害者支援手記

警察においては、毎年、犯罪被害者等支援に関する警察職員の意識の向上と国民の理解促進を図ることを目的に、犯罪被害者等支援活動に当たる警察職員の体験記を広く募集し、優秀な作品を称揚するとともに、優秀作品を編集した「警察職員による被害者支援手記」を刊行し、これを広く公開している（警察庁ウェブサイト「警察職員による被害者支援手記」：<https://www.npa.go.jp/higaisya/syuki/index.html>参照）。

令和3年度優秀作品の中の一つを紹介する。

寄り添う心

警察署勤務 警部補

警察が被害者やその家族、遺族のためにできる一番の支援は犯人を捕まえることだと言う人がいる。「犯人を逮捕したことを報告して、被害者の方がすごく喜んでいた。」という話を聞くことから、支援の一つとして犯人逮捕の重要性がよくわかる。

「事件が解決して、被害者やその家族、遺族の方々が喜んでくれて良かった。」という気持ちで、私たち警察職員は一つの事件を終えるのである。

しかし、被害者やその家族は、これで終わらない。

被害に遭ったという消せない事実と向き合い、苦しみと闘いながら生きていかなければならないのだ。

だからこそ警察ができる一番の支援は、犯人逮捕よりも以前に、「寄り添う心」を持って被害に遭われた方々に接することではないかと思う。

私がそのことを強く実感したのは、警察本部犯罪被害者支援室で勤務していた時である。

私は当時、警察職員や被害者等が中学生・高校生に対し直接「被害者の心の痛み」や「被害者支援の必要性」を語ることで、自分や他人の命の大切さ等を強く感じ取ってもらうことを目的とした「命の大切さを学ぶ教室」という施策を担当していた。

私が所属する警察では、犯罪被害者遺族の方々に同教室の講師を依頼しており、私は各学校から講師の方々へ講話依頼を受け、講話予定を組み、必要があれば講話先まで講師の方を送迎する等のアシスタント的役割を担っていた。

私が初めて講師の方々とお会いした際に抱いた印象は、「明るく素敵な方々だな。」というものだった。

どの方も笑顔で、見ず知らずの私のことを受け入れて下さり、「辛い思いを乗り越えて、平穏な生活に戻れたんだな。」と考えたことは今でも覚えている。

私は、この考えがいかに浅はかで、遺族の方々にとって残酷な考えであるかを、遺族講話を通じて実感した。

講話が始まる前までは私と談笑していた講師の方が、講話が始まると学生の前で、涙ながら、事件の悲惨さ、最愛の家族の命を突然奪われた苦しみを振り絞るように語っていた。

「再び平穏な生活を取り戻すことはない。」「奪われた命は戻ってこない。」「残された家族の苦しみはずっと続く。」

どの講師の方々も強い苦しみと今もなお闘っていたのだ。

その姿は筆舌に尽くしがたく、私はひたすら涙を流しながらその姿を見届けることしかできなかった。

「事件のことを話すたびに、心が抉られる思いだが、これを伝えることが私たち遺された家族の使命だと思っている。」と、講話が終わった後にある講師が、泣いている私に話してくれた。

また他の講師は、「いつもこの講話を聴くあなたも辛いと思う。」と言ってくれた。

一番辛いはずの講師の方々は常に私に寄り添ってくれた。

自分を情けなく思うと同時に、壇上で闘う講師を一人にしてはいけない、この人たちの支えになりたいと強く思った。

そこから私は、講師の方々と話す内容や、その際に不適切な言葉選びがないよう心理学の本を読んだり、心理職の方に相談しながら被害に遭われた方々への理解を深めることを始めた。

また、講師の方々がどのような考えを持っているのか、どのようなことに関心があるのかなど、一人一人の話を真剣に耳を傾け、些細なことも取りこぼさないようにした。

事件の苦しみと闘いながら強い信念を持って講話をする講師の方々の負担を少しでも軽減することを目標に、私に寄り添ってくれた講師の方々への感謝の気持ちを込め、自分なりに懸命に講師の方々と向き合い寄り添い続けた。

そうして二年間、犯罪被害者支援室で勤務をし、私は転勤することとなった。

講師の方々にも転勤の報告と二年間の感謝の気持ちを伝えようと連絡をした。

すると講師の方々から、「寂しくなる。」「こちらこそお世話になった。本当にありがとう。」といった嬉しい言葉をかけていただいた。

何より一番嬉しかったのは、

「あなたが担当で本当に良かった。」

「一番気持ちをわかってくれた。」

と言ってもらえたことだ。

私は、講師の方々の支えになれたのだという喜びや、これまで被害に遭われた方々のためにと費やした時間が無駄では無かったことへの安堵感、様々な感情が湧き上がり、溢れそうになる涙をこらえながら、「ありがとうございました。」の一言に思いの全てを込め、講師の方々一人一人にその言葉を伝えた。

警察は事件が終われば終わり。

しかし、被害者やその家族、遺族は事件が終わった後も、被害に遭ったという消せない事実苦しみながら懸命に生きている。

「明るく振る舞っているから大丈夫。」なのではなく、明るく振る舞うことで、自分たちを奮い立たせているのだ。

私たちは犯人を逮捕することも大切だが、何より目の前にいる被害者やその家族、遺族がこれからどのような苦しみの中で生きていかなければならないのかということを理解し、僅かな時間でも寄り添うことが一番大切なのではないかと思う。

苦しみを抱きながら生きていく中で、私たちが寄り添った時間が、ほんの少しでも支えになってくれたら、これほど嬉しいことはない。

私は講師の方々から被害者支援において、「寄り添う心」を持つことの大切さを教えてもらったのである。

今私は警察署で勤務をしている。

ある当直中、「彼氏から暴力を振るわれた。」と若い女性が来署した。

彼女は最初は気丈に振る舞っており、時には彼氏の愚痴を言うほどの元気があった。

昔の私なら、この様子を見て、「強そうな人だな。あまり心の傷は深くないだろう。」と思っていただろう。

しかし、被害に遭われた方々がどのような苦しみを抱えているかを知った今、そのようなことは一切考えられず、「頑張って耐えているんだ。」と思えた。

そして、必死で耐える彼女を支えたいと思い、「勇気を出して警察まで来てくれてありがとう。よく頑張ったね。」と素直な自分の気持ちを伝えた。

すると今まで気丈に振る舞っていた彼女は突然泣き出し、「すごく怖かった。」と自分が抱えていた思いを話し始めた。

そして泣き笑いの顔で、「お姉さんがいてくれて安心した。ありがとう。」と言ってくれた。

最後は、「私もお姉さんみたいに誰かを助けてあげたいな。私も警察官になりたいな。」とまで言ってくれた。

彼女はこれからも、この被害のことで辛い思いをしたり、苦しむことがあるだろう。

しかし、この数時間の出来事が彼女のこれからの人生で少しでも支えになってほしいと強く願う。

このような言葉をかけることができたのは、講師の方々と接した時間があったからだ。

講師の方々から学んだ、「寄り添う心」をいつまでも忘れず、また、警察全体が「寄り添う心」を大切にする組織になるよう、これからは私が多くの警察職員に「寄り添う心」を伝えていきたい。

る基本的な犯罪被害者等施策が確実に実施されるよう、各種会議等を通じて都道府県警察を指導するとともに、好事例の紹介により同様の取組を勧奨している。

(41) 「被害者の手引」の内容の充実等

【施策番号218】

ア 都道府県警察においては、パンフレット「被害者の手引」を被害者連絡の対象者に配布するとともに、刑事手続の概要、犯罪被害者等のための制度等について情報提供を行う場合に広く活用している。

また、警察庁においては、犯罪被害者等のための制度に関する情報を、警察庁ウェブサイト「警察の犯罪被害者等施策」(<https://www.npa.go.jp/higaisya/index.html>)に掲載している。

【施策番号219】

イ P60【施策番号140】参照

(42) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

【施策番号220】

警察においては、犯罪被害遺児に対する奨学金給与事業等を実施している公益財団法人犯罪被害者支援基金 (<http://kyuenkikin.or.jp/>) について情報提供を行っている。

同基金においては、昭和56年5月の設立以降、令和4年3月末までに2,141人の犯罪被害

者遺児を奨学生として採用し、総額約28億2,705万円の奨学金を給与している。また、平成20年12月から、基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援金を支給する事業を実施しており、令和4年3月末までに、現に著しく困窮している犯罪被害者等4人及び海外における殺傷事件の被害者等6人に、総額約2,250万円の支援金を支給している（損害賠償請求制度に関する情報提供の充実については、P3【施策番号3】参照）。

○ 海上保安庁においては、ウェブサイト (<https://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/hanzaihigai/shien.html>) において犯罪被害者等のための制度について周知するとともに、犯罪被害者等支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指名された海上保安官が、関係機関との連携、情報提供等を行っている。

(43) 刑事に関する手続等に関する情報提供の充実

【施策番号221】

ア P60【施策番号139】参照

【施策番号222】

イ P60【施策番号141】参照

(44) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上

【施策番号223】

都道府県警察においては、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪被害相談電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の向上を図っている。全ての都道府県警察本部において、女性警察官等による性犯罪被害相談電話の受理体制及び相談室が整備されており、平成29年8月には、性犯罪被害者がより相談しやすいよう、都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」の運用を開始した。令和元年度には、全国共通番号の24時間対応化及び無料化を行うなど、性犯罪被害者が相談しやすい環境の一層の整備に努めている。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、民間被害者支援団体が提供し得る支援の内容、当該被害者の秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得て、その連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体^{※1}に情報提供するなど、性犯罪被害者が早期に民間被害者支援団体による支援を受けやすくなるよう努めている。

(45) 自助グループの紹介等

【施策番号224】

警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、相談対応や支援等の機会を通じ、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介し、犯罪被害者等に自助グループを紹介している。

(46) 犯罪被害者等施策に関するウェブサイトの充実

【施策番号225】

警察庁においては、犯罪被害者等施策に関

する関係法令、相談機関、総合的対応窓口等の情報や犯罪被害者白書の英語版（概要版のみ）を警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>）に掲載するとともに、令和4年1月には同ウェブサイト进行全面リニューアルするなどして、その内容の充実を図っている。

また、警察庁公式ツイッター（https://twitter.com/NPA_KOHO）を活用し、犯罪被害者等施策に関する情報提供を行っている。

(47) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

【施策番号226】

在外公館においては、現地警察への犯罪被害の届出に関する助言、弁護士・通訳のリストの提供、医療機関に関する情報提供、本人が自ら連絡できない場合における家族との連絡の支援、緊急移送に関する助言、遺体の身元確認に関する支援等を行っている。

外務省においては、海外における邦人の犯罪被害を未然に防止するとともに、被害に遭った場合の対処方法について周知するため、「～海外旅行のトラブル回避マニュアル～海外安全虎の巻」を毎年改訂し、全国の旅券事務所、旅行会社、関係団体等に配布するとともに、「海外安全ホームページ」（https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/torano_maki.pdf）及び海外安全アプリ^{※2}にも掲載するなど、海外における邦人の犯罪被害に関する情報を分かりやすく発信するとともに、国民が渡航前にこれらの情報に接する機会の増加を図っている。令和2年中に在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会が取り扱った、海外における邦人の犯罪被害に係る援護件数・援護人数は、1,309件・1,446人であり、「窃盗被害」（942件・1,011人）が最も多く、「詐欺被害」（154件・159人）、「強盗・強奪

※1 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人

※2 邦人旅行者や在留邦人に海外安全情報を提供するための外務省公式アプリで、滞在国や周辺国・地域の危険情報や現地の最新情報を入手することができるもの。

海外安全虎の巻



提供：外務省

令和2年中に在外公館等が取り扱った
邦人の犯罪被害援護件数・援護人数

件名	件数	人数
殺人	5	7
傷害・暴行	53	74
強姦・強制わいせつ	10	12
脅迫・恐喝	24	25
強盗・強奪	80	108
窃盗	942	1,011
詐欺	154	159
テロ	0	0
その他	41	50
合計	1,309	1,446

提供：外務省

被害」(80件・108人)の順で続いている。

警察庁においては、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集を行っている。

都道府県警察においては、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者等や日本国内の遺族等に対し、国外犯罪被害弔慰金等支給制度の裁定申請に係る教示、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努めている。

(48) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号227】

警察においては、全国統一番号の警察相談専用電話（「#9110」番）や性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103（ハートさん）」を設置するなど、相談体制の充実に努めている。

法務省の人権擁護機関においては、法務局の人権相談窓口のほか、社会福祉施設等における特設相談所において、法務局の職員や人権擁護委員が犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等である子供からの人権相談については、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、人権侵害を受けた子供が安心して相談することができる環境の整備を図るとともに、令和3年8月27日から9月2日までの1週間を「全国一斉「子どもの人権110番」強化週間」とし、相談を受け付ける時間を延長するなどして、子供の人権問題に関する相談体制の充実に努めている。

さらに、教職員や保護者等の身近な者に相談することができない子供の悩みを的確に把握し、学校や関係機関と連携して様々な人権問題に対応できるよう、同年5月下旬から7月上旬にかけて、全国の小・中学校の児童生徒全員に「子どもの人権SOSミニレター」を配布するとともに、法務省ウェブサイト上に「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」（<https://www.jinken.go.jp/kodomo>）を設置し、インターネットを通じてパソコン、携帯電話及びスマートフォンからいつでも相談を受け付ける体制を整備するなど、相談体制の充実・強化を図っている。

加えて、若年層が人権相談にアクセスしやすくなるよう、SNSを活用した人権相談体制の整備を進めている。

女性の犯罪被害者等からの人権相談については、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、同年11月12日から同月18日までの1週間を「全国一斉「女性の

人権ホットライン」強化週間」とするなど、相談体制の充実・強化に努めている。

このほか、日本語を自由に話すことが困難な外国人等からの人権相談については、全国50か所全ての法務局に「外国人のための人権相談所」（英語・中国語・韓国語・フィリピン語・ポルトガル語・ベトナム語・ネパール語・スペイン語・インドネシア語・タイ語の10言語に対応）及び「外国語人権相談ダイヤル」（前記10言語に対応）を設置するとともに、法務省ウェブサイト上に「外国語インターネット人権相談受付窓口」（前記10言語に対応）を開設し、外国人の犯罪被害者等にも対応できる体制を整備している。

なお、同年における犯罪被害者等からの人権相談の件数は、44件であった。

また、犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を図るため、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等の人権啓発活動を実

施している。

法テラスにおいては、犯罪被害者支援ダイヤルにより、匿名での相談にも対応できる体制を整備しているほか、女性弁護士による支援を希望する犯罪被害者等のニーズに応えるため、弁護士会等と連携し、全ての都道府県において、女性の犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）を複数人確保しており、4年4月現在、その数は計971人である。

内閣府においては、インターネット及びSNSに親和性の高い若年層が性暴力被害について相談しやすいよう、2年10月から、SNSを活用した相談事業「Cure time（キュアタイム）」を試行実施している（「Cure time（キュアタイム）」についてはP32トピックス「性犯罪・性暴力被害者のための相談体制の拡充について」を、文部科学省における取組についてはP27【施策番号53】を、それぞれ参照）。

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査の実施

【施策番号228】

警察庁においては、犯罪被害者等が置かれている状況等を把握するため、平成30年1月、「犯罪被害類型別調査」を実施したところ、次回調査に向けた検討を行っている。

(2) 配偶者等からの暴力等の被害者への支援実態等の調査の実施

【施策番号229】

内閣府においては、3年に一度を目途に、配偶者等からの暴力事案の被害経験等、男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を実施している（直近は令和2年度に実施。これまで実施した調査の結果等は、内閣府ウェブサイト（https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.html）を参照）。

top.html）を参照）。

(3) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施

【施策番号230】

法務省においては、例年、犯罪による被害の統計や、刑事手続において犯罪被害者等が関与する各種制度の実施状況等の調査結果を犯罪白書に掲載している（法務省ウェブサイト：https://www.moj.go.jp/housouken/housou_hakusho2.html）。

また、平成30年度に実施した「第5回犯罪被害実態（暗数）調査」の結果を、令和元年度に分析し、法務総合研究所研究部報告として公表している（法務省ウェブサイト：https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00019.html）。

(4) 犯罪被害者等のメンタルヘルスに関する調査研究の実施

【施策番号231】

厚生労働省においては、平成17年度から3か年計画で、厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を行い、19年度には、精神科医療機関における犯罪被害者等の治療を促進するための提言を取りまとめ、20年度には、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」(http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryu_tebikizenbun.pdf)を精神保健福祉センターに配布した。

また、同年度から3か年計画で、厚生労働科学研究で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」を行い、その結果を踏まえ、23年度からは3か年計画で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」を行うとともに、24年度には、「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン（25年2月初版）」(http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryu_guideline.pdf)を作成した。

さらに、同年度には、産婦人科、犯罪被害者等早期援助団体、性暴力被害者支援センター等において活用できるよう、性暴力被害者に心理教育や支援情報を提供するためのパンフレット「一人じゃないよ」(http://victims-mental.umin.jp/pdf/shiryu_hitori_janaiyo.pdf)を作成した。

これらの手引、ガイドライン及びパンフレットは、「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」(<http://victims-mental.umin.jp/>)に掲載されている。

(5) 児童虐待防止対策に関する調査研究の実施

【施策番号232】

厚生労働省においては、児童虐待防止対策に関する必要な調査研究を実施しており、令和3年度は、「児童相談所における虐待によ

る乳幼児頭部外傷事案への対応に関する調査研究」等を実施した。

(6) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

【施策番号233】

P46【施策番号107】参照

(7) 被害少年の継続的な支援を行う警察職員の技能修得

【施策番号234】

警察においては、都道府県警察の少年サポートセンター等において被害少年の継続的な支援を行う少年補導職員等に対し、公認心理師の資格を有する部内職員等によるカウンセリングの技法に関する研修等を実施しているほか、公認心理師の資格の取得に向けた支援体制の充実に努めている。

また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、犯罪被害を受けた児童の支援を担当する少年補導職員等が専門的な助言を受けることができる体制を整備している。

(8) 法務省における犯罪被害者等支援に関する研修の充実等

【施策番号235】

ア P47【施策番号112】参照

【施策番号236】

イ P47【施策番号114】参照

(9) 学校における相談対応能力の向上等

【施策番号237】

P27【施策番号53】参照

(10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実

【施策番号238】

厚生労働省においては、児童虐待事案に対応する児童福祉施設、児童相談所、市区町村

等の体制を強化するため、児童福祉司、児童心理司、市区町村の職員等に対する研修の充実等を図っている。特に、虐待を受けた子供の保護等に携わる職員等に対する研修については、平成28年5月に成立し、29年4月に全面施行された児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正され、児童相談所の児童福祉司や市区町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職への研修が義務化された。

児童福祉施設、児童相談所、市区町村等の児童虐待事案に対応する機関の幹部職員等に対し、子どもの虹情報研修センターにおいて実践的な知識・技能の習得等を目的とした研修を実施してきたところ、児童虐待事案に対応する職員の専門性の一層の向上を図るため、令和元年度から、全国2か所目の研修拠点である西日本こども研修センターあかしにおいても研修を実施するなど、必要な支援を行っている。

また、指導教育担当児童福祉司は任用された後に研修を受講することとなっているところ、元年6月に成立した児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正され、4年4月1日以降に新たに任用される指導教育担当児童福祉司は、任用前に研修を受講することとなっている。

さらに、4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律により児童福祉法が改正され、子ども家庭福祉の現場において相談援助業務等を担う者の専門性向上のため、6年4月以降、子ども家庭福祉分野の新たな認定資格が導入される。

厚生労働省においては、これらの取組を通じて、専門人材に対する研修の一層の充実等を図っている。

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援等

【施策番号239】

P78【施策番号181】参照

(12) 民間の団体の研修に対する支援

【施策番号240】

警察、法務省、厚生労働省及び国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援を行っている。

また、文部科学省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体から、同団体が実施するボランティア等の養成や研修への講師の派遣等を依頼された場合には、協力を行うこととしている（P100【施策番号242、243】参照）。

(13) 法テラスが蓄積した情報やノウハウの提供

【施策番号241】

法テラスにおいては、ウェブサイト（<https://www.houterasu.or.jp>）において、犯罪被害者支援に関係する機関・団体等に関する情報提供を行うとともに、法制度情報を検索できるウェブページを設け、情報提供に努めている。

また、犯罪被害者支援ダイヤル（0120-079714）においては、損害や苦痛の回復・軽減に役立つ情報や、刑事手続に関与するための情報、関係機関・団体の相談窓口情報等を提供するとともに、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）の紹介等を行っている。さらに、法テラスの犯罪被害者支援をインターネット検索した際に、同ダイヤルへたどり着きやすくするための専用ページ（<https://www.houterasu.or.jp/lp/higaishashien1>）を設けている（P59【施策番号138】参照）。

このほか、犯罪被害者等支援を行っている関係機関・団体や弁護士会等と連携し、法テラスの支援制度を説明するとともに、意見交換会、事例検討会等を実施している。

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

(1) 民間の団体に対する支援の充実

【施策番号242】

ア 警察においては、民間被害者支援団体が実施する研修への講師の派遣や会場の借上げ等の支援を行っているほか、同団体の活動支援に要する経費並びに直接支援業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び犯罪被害者等支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、同団体に対する財政援助を行っている。

厚生労働省においては、児童虐待事案の防止及び配偶者等からの暴力事案の被害者等の支援について、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施している広報啓発活動等に対する支援を行っている。

また、平成28年5月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律による改正後の児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童虐待事案の再発防止を図るため、子供の入所措置等を解除する際に、保護者への指導・カウンセリングや子供の定期的な安全確認等を特定非営利活動法人等に委託できるようにするなど、児童虐待事案への対

応における児童相談所と犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の連携を推進している。

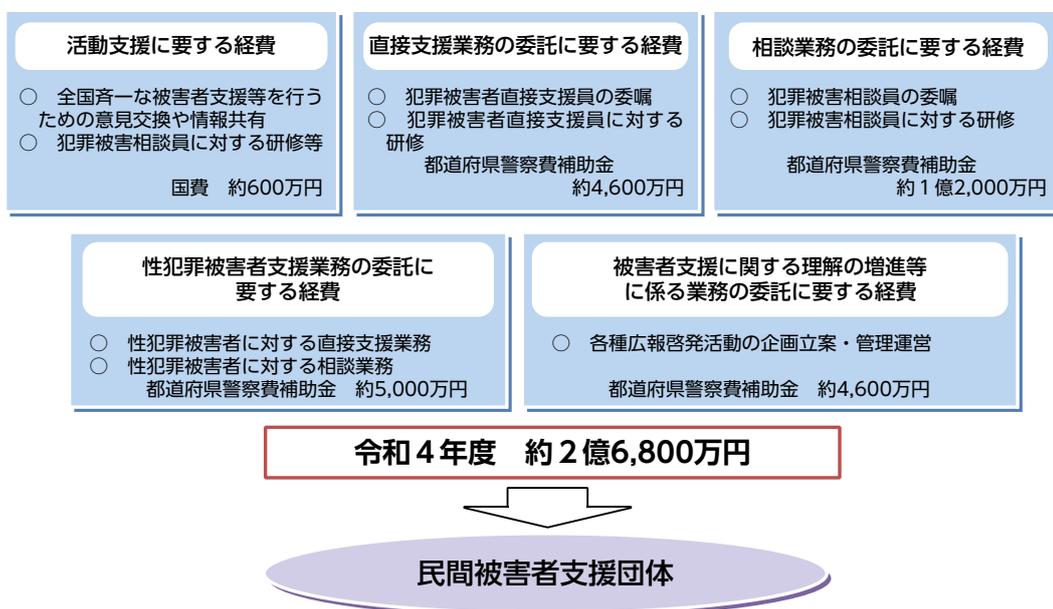
令和3年度予算では、様々な困難な問題を抱えた若年女性を対象に、相談対応から居場所の提供、自立に向けた支援に取り組むNPO法人等の民間団体による対応を支援する「若年被害女性等支援事業」について、相談支援体制や医療機関との連携体制等の強化を図った上で、それまでのモデル事業から本格実施に移行した。

【施策番号243】

イ 法務省及び国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、研修への講師の派遣、会場の借上げ等の支援を行っている。

文部科学省においては、犯罪被害者等である児童生徒及び学生への犯罪被害者等の援助を行う民間の団体による支援について、広報、研修への講師の派遣、会場の借上げ等の支援の要請がなされた場合に協力を行うとともに、協力事例を広報することにより、同団体への協力の充実を図ることとしている。

国による民間被害者支援団体に対する財政援助



(2) 預保納付金の活用**【施策番号244】**

P11【施策番号18】参照

(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等**【施策番号245】**

警察庁においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が主催するシンポジウムや講演会のうち、その意義に賛同できるものについては、その効果の波及性等も踏まえつつ後援している。令和3年度は、特定非営利活動法人いのちのミュージアムが主催する「生命のメッセージ展」及び犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）が主催する「犯罪被害者週間全国大会2021」を後援した。

また、「犯罪被害者等施策情報メールマガジン」について、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体で希望するものに対しても配信を行っており、関係府省庁や民間団体等による犯罪被害者等のための新たな制度や取組等に関する情報提供を行っている。

(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等**【施策番号246】**

警察庁においては、シンポジウム・フォーラムの開催・後援や、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/seifu/dantai_top.html）、警察庁公式ツイッター（https://twitter.com/NPA_KOHO）等の様々な広報媒体の活用を通じ、犯罪被害者等が置かれている状況や警察、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が取り組んでいる犯罪被害者等支援に関する広報啓発活動を行っている。

また、内閣府と連携し、政府広報オンラインに「決して他人ごとではありません。犯罪被害者を支えるには？」と題する記事（<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201611/3.html>）を掲載しているほか、

政府インターネットテレビにおいて「他人ごとではありません。犯罪被害に遭うということ。」と題する動画（<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg16427.html>）を公開しており、これらの記事等の中で、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策実施の重要性等を紹介し、犯罪被害者等に対する国民の理解の増進を図っている。

(5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行**【施策番号247】**

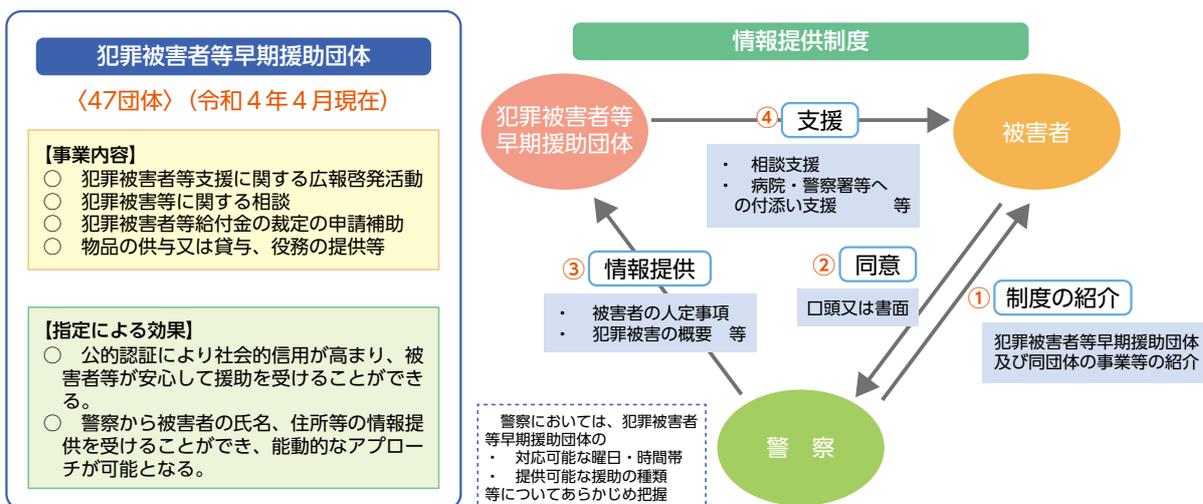
内閣府においては、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、寄附税制の活用促進及び特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知に取り組んでいる。令和2年12月に成立し、3年6月に施行された特定非営利活動促進法の一部を改正する法律により、特定非営利活動法人の設立認証申請書類の縦覧期間の短縮等が行われた。また、「内閣府NPOホームページ」（<https://www.npo-homepage.go.jp/>）等において、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人の情報を含む市民活動に関する情報提供を行っている。

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化**【施策番号248】**

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力している。また、同ネットワークに加盟している民間被害者支援団体（P220基礎資料6参照）の運営に関しても、関係機関と連携し、必要な指導・助言を行うとともに、犯罪被害者等支援の在り方に関する意見交換等を積極的に行っている。

特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体に対しては、犯罪被害者等の同意を得た上で、当該犯罪被害者等の氏名、犯罪被害の概要等について情報提供を行うなど、緊密な

犯罪被害者等早期援助団体



連携を図っている。

(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

【施策番号249】

都道府県公安委員会においては、民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体を、犯罪被害者等早期援助団体として指定しており、令和4年4月現在、全国で計47団体が指定されている。警察においては、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等に適正かつ確実な支援を行うために必要な支援体制及び情報管理体制、職員に課される守秘義務等に関し、情報提供や必要な指導・助言を行っている。

トピックス

民間被害者支援団体における犯罪被害者等支援

犯罪被害者等支援に当たっては、個々の犯罪被害者等が抱える様々な事情等に即し、警察等の関係機関・団体等と連携しながらきめ細かな対応を中長期的に行う民間被害者支援団体の存在が不可欠である。

これらの民間被害者支援団体における特徴的な取組及び支援者の手記を紹介する。

■飲酒運転根絶 新商品「飲んだら乗るな」

公益社団法人 ひょうご被害者支援センター

兵庫県加西市中の町にある酒造が、加西警察署の要請に応じて「飲んだら乗るな」（限定100本）を新商品として発売しました。「飲んだら乗るな」は加西市産の山田錦を使用した純米吟醸酒。同酒造の直販店やオンラインショップで販売されました。この商品の販売は飲酒運転根絶キャンペーン協力の一環として行われ、売上げの一部を公益社団法人ひょうご被害者支援センターに寄付いただきました。



■オンラインによるリモートカウンセリングの実施

公益社団法人 被害者支援都民センター

公益社団法人被害者支援都民センターでは、Zoomを使ったリモートカウンセリングを実施しています。新型コロナウイルス感染症の流行により行動制限がある中、相談者の方と支援者が対面できない場合でも、実際にお顔を拝見して相談に乗ることができるのが、リモートカウンセリングの利点です。

オンラインによるカウンセリングを取り入れることで、これまで全く方策がなく、電話をかけるという支援の提供しかできなかったのが、ご自宅から外出が困難な場合、また、事情により東京都を離れ遠隔地に居住することになった場合でも、心理的支援の提供を実施できるようになりました。



■幼児期の性暴力から子どもたちを守る 「おしえて！くもくん」オリジナル動画

公益社団法人 いいがた被害者支援センター

公益社団法人いいがた被害者支援センターでは、「すべての子どもたちに、自分の大切な心と体の守り方や必要な知識を伝えたい、必要な知識を身につけてほしい」という思いから、著者及び出版社から承諾を得て、絵本「おしえて！くもくん」の読み聞かせ動画を制作しました。子どもたちの心と体、そしてその後の長い人生を脅かす性暴力や性虐待。性被害にあった人の1割は「小学生」で、男の子の被害も少なくありません。また、知らないうちに子ども自身が加害者になっているケースもあるのです。動画には「被害者」、「加害者」、「目撃者」が登場します。性被害を受けている／与えている認識が薄く、また周囲にSOSを出す力が弱い子どもたちとプライベートゾーンについて語り合うきっかけとして、この動画をぜひ様々な場でご活用下さい（動画は学校版と家庭版があります）。



■支援者の手記 「支援するということ」

公益社団法人 いばらき被害者支援センター
横須賀美和子

《偕楽園》民と偕（とも）に楽しむ場。

その名のとおり、春に魁て咲く花を愛で、香を感じ、緑を仰ぐ。後の実は、軍事の際の食糧として確保したといひます。今世間で話題となっている、烈公こと徳川齊昭が植樹したという偕楽園の梅の木のお話です。

太平洋に面した南北約190キロに渡る海岸線中央から、10キロほどの内陸の県庁所在地・水戸市に、私の所属する「いばらき被害者支援センター」はあります。

平成7年に「水戸被害者援助センター」として設立して以来、25年の流れの中で、法人化され、犯罪被害者等早期援助団体としての指定を受け、現在では、公益社団法人としての認定とともに、性暴力に特化した「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」の相談電話を併設し運営しております。

その間には、東日本大震災、鬼怒川決壊による水害被害、令和元年東日本台風の豪雨と避ける事の出来ないうねりの中、センターとして出来る範囲での業務を続けて参りました。

一昨年からは、日本だけでなく世界中の平常な日々が奪われてしまった未曾有のコロナ禍。未知のものとの対峙は、不安と疑心と憶測だけが飛び交い、正常な判断を致しかねる状態をも招きました。

我がセンターではその間、地震や台風被害による交通手段の断絶、感染回避での対面での対応不可等、支援に関わるあらゆる面での不自由さを強いられたのも事実でした。そこに加え、センターの引越しという大きな転機の中、人員不足や財源不足という慢性的な問題を抱えながらも、センター支援員同士が、お互いの生活の事情を気遣いながら、依頼人にとって、“何が一番の支えになるか？”“何を必要としているのであろうか？”を皆で考え、その時々で対応出来得る事を続けてきたと感じています。

しかし、幾度重ねた支援でも、その後には、『果たして被害に遭った方に最善の支援となったのであろうか？』、『あの時掛けた言葉に、失礼はなかったであらうか？』、『あの時の気遣いは、相手にとって必要とされている事だったのだろうか？』と毎回思いあぐねるのです。

言葉掛けひとつにしても、被害者の感じ方や受け取り方は、その時々心の機微で揺れ動く時もあるのも事実です。それ故、予想だにしない事も起きうるという事を常に心して活動を続けて来たように憶い（おもい）ます。

図らずも長い間支援に携わらせて頂けた中で、私が念う（おもう）支援するという事は、発した言葉や行動の先には、相手の感情があるという事実を常に認識し、それらに責任を持って接していく事、そして、相手の立場に立って、必要とする支援を考え続けていく事ではないのかと、未だ応えが出るわけもなく、自問自答し続けていく事なのであらうと思うのです。